

## 70. 14

登録の原因が会社法第356条及び同法365条等に該当する場合において、登録の申請書に添付する株主総会承認書、取締役会承認書、議事録等の原本が提出できないときの取扱い

登録の原因が会社法第356条又は同法365条に規定する取引等に該当する場合において、登録の申請書に添付する株主総会承認書、取締役会承認書、議事録等は原本が原則であるが、やむを得ない事情により原本を添付できない場合には、原本を複写したものに、公証人又は特別利害関係人以外の取締役が原本と相違ない旨の認証又は証明をすることにより代えることができる。

(改訂平成23・11)